8　被申立国が7(a)の規定に従って仲裁裁判所の再招集を要請した場合には、仲裁裁判所は、その要請が受領された日の後十五日以内に再招集されるものとし、その再招集の日の後四十五日以内に申立国が適用すべき停止の妥当な程度についての決定を含む裁定を下す。

9　被申立国が7(b)の規定に従って仲裁裁判所の再招集を要請した場合には、仲裁裁判所は、前条3から8までの規定を準用して、再招集され、裁定を下す。また、再招集された仲裁裁判所は、被申立国が第十九・十三条1の規定を実施していない旨の認定を行う場合には、いずれかの締約国の要請に基づき、譲許その他の義務に関し適用中の停止の程度が依然として妥当か否かについて検討することができるものとし、当該停止の程度が妥当でないと認めるときは、当該停止の妥当な程度について決定することができる。

10　この条の規定に従って再招集される仲裁裁判所の付託事項、任務及び手続については、第十九・七条、第十九・八条(b)の規定を除く。)、第十九・九条(6の規定を除く。)、第十九・十条、第十九・十一条(3の規定を除く。)及び第十九・十二条(2、3及び6の規定を除く。)の規定を準用する。

第十九・十六条　手続規則

1　合同委員会は、この協定の効力発生の日に、手続規則(指標となる日程及び行動規範を含む。)を採択する。当該手続規則は、この章の規定に基づいて設置される仲裁裁判所の規則及び手続の詳細を定める。

2　両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、仲裁裁判所は、合同委員会が採択する手続規則に従うものとし、両締約国と協議の上、当該手続規則に反しない追加的な手続規則を採択することができる。

3　第十九・十四条又は前条の規定に従って仲裁裁判所が再招集される場合には、再招集された仲裁裁判所は、両締約国と協議の上、1の規定に従って合同委員会が採択する手続規則を適当と認める範囲で参照しつつ、再招集された仲裁裁判所の手続のための手続規則を決定することができる。

第十九・十七条　期間、規則及び手続の修正

この章に定める仲裁裁判所に係る期間その他の規則及び手続(前条に規定する合同委員会が採択する手続規則を含む。)は、特定の紛争に関し、当該特定の紛争のために設置された仲裁裁判所によって修正することができる。ただし、両締約国がそのような修正に同意することを条件とする。

第十九・十八条　費用

両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、仲裁人の報酬を含む仲裁裁判所の費用は、両締約国が均等に負担する。

第二十章　最終規定

第二十・一条　目次及び見出し

この協定の目次並びにこの協定中の章、節及び条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第二十・二条　附属書及び注釈

この協定の附属書及び注釈は、この協定の不可分の一部を成す。

第二十・三条　改正

1　この協定は、両締約国の書面による合意により改正することができる。

2　その改正は、両締約国によりそれぞれの国内法上の手続に従って承認されるものとし、また、両締約国が合意した日に効力を生ずる。

第二十・四条　効力発生

この協定は、この協定の効力発生に必要なそれぞれの国内法上の手続が完了した旨を通告する外交上の公文を両締約国政府が交換する日の後三十日目の日に効力を生ずる。この協定は、第二十・六条の規定に基づいて終了しない限り、効力を有する。

第二十・五条　一般的な見直し

両締約国は、別段の合意をする場合を除くほか、この協定の実施及び運用についての一般的な見直しを、この協定の効力発生の日の後六年目の年又は両締約国が合意するときに行う。

第二十・六条　終了

いずれの一方の締約国も、一年前に他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより、この協定を終了させることができる。

第二十・七条　正文

1　この協定は、日本語及び英語をひとしく正文とする。

2　1の規定にかかわらず、附属書一(第二・四条(関税の撤廃又は引下げ)の規定に関する表)第二編、附属書六(第九・七条1及び第十四・十条1の規定に関する適合しない措置)第一編、附属書七(第九・七条2及び第十四・十条2の規定に関する適合しない措置)第一編、附属書十(自然人の移動に関する特定の約束)第一編及び附属書十三(政府調達)第一編については、英語のみにより作成される。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十四年七月八日にキャンベラで、日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために
安倍晋三

オーストラリアのために
トニー・アボット

附属書一(第二章(物品の貿易)関係)　第二・四条(関税の撤廃又は引下げ)の規定に関する表

第一編　一般的注釈

1　この附属書に別段の定めがある場合を除くほか、この附属書に従って行われる関税の撤廃又は引下げについては、従価税の場合には、〇・一パーセント未満の端数は、これを四捨五入し(〇・〇五パーセントは、〇・一パーセントとする。)、従量税の場合には、各締約国の公式貨幣単位の〇・〇一未満の端数は、これを四捨五入する(〇・〇〇五は、〇・〇一とする。)。

2　この附属書における記載は、二千十二年一月一日に改正された統一システムに従ったものである。

3　この附属書の適用上、「基準税率」とは、各締約国の表の3欄に定める税率であって、関税の撤廃又は引下げの開始点となるものをいう。

4　関税の毎年均等な引下げの実施に当たっては、次の規定を適用する。

(a)　一年目の引下げは、この協定の効力発生の日に行う。

(b)　その後の毎年の引下げは、毎年四月一日に行う。

5　この附属書の適用上、「年」とは、一年目については、この協定の効力発生の日からその後の最初の三月三十一日までをいい、その後の各年については、当該各年の四月一日に開始する十二箇月の期間をいう。

(第二編は、英語により作成され、この附属書の不可分の一部を成す。)

第三編

第一節　日本国の表についての注釈

1　第二・四条(物品の貿易―関税の撤廃又は引下げ)の規定の適用に当たっては、次節(日本国の表)の表の2欄に掲げる品目について、表の4欄に掲げる次の区分を適用する。

(a)　表の4欄に「A」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、完全に撤廃し、当該原産品は、この協定の効力発生の日に無税とする。